



有害獣の被害から農地を守ろう 野猪防護柵設置等に補助金を交付します

市は、大切な農作物を野猪や野猿の有害獣の被害から守るため、有害鳥獣被害防止対策事業（野猪防護柵設置補助金）を実施し、防護柵設置に対し、補助金を交付します。予算の範囲内での交付となりますので、お早めに申請ください。

■問い合わせ・申し込み 農林課農業振興係 ☎②10223

◆その他
必ず購入前に補助金交付申請をしてください。
交付申請書は、農林課、各地域局および各地域市民センターに備えています。

区分	対象規模	補助率
野猪防護柵	個人	100円～200円 新規購入資材費の3分の1以内の額
	共同(2戸以上)	200円を超えるもの 新規購入資材費の2分の1以内の額
野猿侵入防護柵	個人	100円～ 新規購入資材費の2分の1以内の額
	共同(2戸以上)	30円～ 新規購入資材費の2分の1以内の額

◆防護柵設置規模・補助率
※交付対象者の主な要件については、お問い合わせください。

選挙による農業委員が決まりました

7月19日で任期満了となる市農業委員会委員選挙が6月29日に告示され、第5選挙区において立候補の届け出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の定数を超えたため7月6日投票を行い、農業委員が決まりました。また、他の選挙区においては立候補の届け出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の定数を超えなかったため、無投票により、農業委員が決まりました。

なお、任期は平成26年7月20日から平成29年7月19日までの3年間です。

■問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎②10255

- ◆第1選挙区(定数3) (敬称略・告示順)
山根 眞一(上谷町)
山川 光男(落合町阿部)
吉岡 孝(津川町八川)
- ◆第2選挙区(定数3)
西村 匡弘(川面町)
島田 勇(巨瀬町)
中村 進(中井町西方)
- ◆第3選挙区(定数3)
山下 安生(宇治町遠原)
小見山 力信(高倉町田井)
平野 正忠(松原町春木)
- ◆第4選挙区(定数4)
藤本 久也(有漢町有漢)
江川 泰司(有漢町上有漢)
土岐 康夫(有漢町有漢)
石田 義雄(有漢町有漢)
- ◆第5選挙区(定数4)
中家 泰雄(成羽町布寄)
小林 三十二(成羽町成羽)
黒川 智雄(成羽町下日名)
小田 興作(成羽町中野)
- ◆第6選挙区(定数4)
金子 時典(川上町七地)
仲山 潔俊(川上町下大竹)
三宅 積(川上町仁賀)
山元 憲民(川上町高山市)
- ◆第7選挙区(定数4)
中曾 浩徳(備中町東油野)
小西 雅己(備中町布賀)
江草 孝一(備中町平川)
谷奥 福太郎(備中町西山)



高粱の歴史を学ぶ 「高粱歴史いろは塾」を開催します

市の歴史や伝統を分かりやすく学ぶほか、伝統芸能の実演や町歩きなどを行う「高粱歴史いろは塾」を8月から来年3月まで毎月1回開催します。ぜひご参加ください。

■問い合わせ 産業振興課歴史まちづくり係 ☎②10257

○第1回目のテーマ 「高瀬舟～高粱川を中心に～」

かつて高粱川に就航した高瀬舟の歴史的背景や貨客輸送の実態について、各種資料をもとに考察します。

- ◆日時 8月9日(土) 午前10時～午前11時30分
- ◆場所 総合文化会館 2階レクチャールーム
- ◆申込期限 8月1日(金)まで(電話またはファクスでお申し込みください)
- ◆講師 教育委員会 参与 田村啓介さん(前岡山県立博物館館長)

参加費無料

※今後、「旧吹屋小学校」「山田方谷」「刀剣」「備中神楽」「寺山城跡」などのテーマで開催を予定しています。



大人への第一歩 平成27年成人祝賀式

「はたち」を迎えた新成人を祝福し、将来の輝かしい担い手としての自覚を持ち、社会人としての責任のある行動がとれるよう激励するため、平成27年成人祝賀式を開催します。

■問い合わせ 社会教育課生涯学習係 ☎②1514

- ◆日時 平成27年1月11日(日) 開式 午前10時～(受け付けは、午前9時から)
- ◆場所 総合文化会館
- ◆対象 平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、市内に住民登録をしている人
※市内に住民登録している人には、案内状を送付します。
※進学、就職等の関係で市内に住民登録していない人は、事前にお申し込みください。
- ◆申込先 社会教育課、市民課、各地域局、各地域市民センターで受け付けています。



大切な農地を守るために 農地転用には許可が必要です

農地(田や畑など)を住宅用地や駐車場にするなど、農地を耕作目的以外の用途に変更する場合には、事前に許可を受ける必要があります。農地転用を行う場合は、必ず事前申請をお願いします。

■問い合わせ 農業委員会事務局 ☎②10226

農地転用とは、田や畑を住宅用地、駐車場にするなど、農地を耕作目的以外の用途に変更することです。
農地は農地法で守られています。この法律により、農地を転用する場合には事前に許可を受ける必要があります。
許可を受けずに農地を転用することは農地法違反となり、工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります。罰金の適用もあります。
自分の農地でも、転用する場合は農地法に基づき許可が必要です。また、他人名義の農地を買う、あるいは借りるなどして転用する場合も、同じく許可を受けなければなりません。
なお、転用しようとしている農地が、農業振興地域内の農用地区域に指定されている場合は、転用許可申請を行う前に農用地区域からの除外手続きが必要となりますので、事前に農林課農業振興係(☎②10223)にお問い合わせください。
◆農地転用許可申請の締め切り日 毎月20日(閉庁日の場合は翌開庁日)

耕作放棄地解消啓発事業の実施団体を募集しています

耕作放棄地を解消するための啓発活動および地域外の住民との交流を行い、地域の活性化につながる耕作放棄地解消啓発事業を実施する農業者団体を募集しています。

- ◆事業内容 市内の耕作放棄地において、地域外の住民との交流を行い、耕作放棄地の解消につながる啓発活動および解消した農地において、農作物を栽培する事業
- ◆採択基準 1回の申請につき10戸以上の耕作放棄地の解消が見込まれること
- ◆事業主体 市内に住民登録を有する農業者団体等
- ◆補助金額 交付対象経費の全額または10万円のいずれか少ない額

■問い合わせ・申し込み 農林課農業振興係 ☎②10223